

目次	1	研究科長・学部長からのご挨拶 [大澤 裕]
	2	国際司法裁判所裁判官に就任して [岩沢雄司]
	3	宇賀克也名誉教授、最高裁判事に就任 [太田匡彦] / 江頭憲治郎名誉教授、平成 30 年度文化功労者顕彰 [藤田友敬] / 中山信弘名誉教授、日本学士院会員に [田村善之]
	4~5	新任教員のご挨拶 [田村善之 / 阿部裕介 / 佐藤正謙 / 宮崎香織 / 原 悦子]
	6~7	退職教員からのメッセージ [宇賀克也 / 岩村正彦 / 太田勝造 / 大村敦志]
		追悼・大沼保昭先生を悼む [寺谷広司]
	8	東京大学オープンキャンパス 2019 法学部企画のお知らせ / 2019 年度東京大学ホームカミングデー 法学部企画のお知らせ



研究科長・学部長からのご挨拶

法学政治学研究科長・法学部長

大澤 裕

このたび、岩村正彦教授の後任として、法学政治学研究科長・法学部長に就任いたしました。本来の専門は刑事訴訟法です。1987年3月に東京大学法学部を卒業した後、助手として研究を始め、名古屋大学勤務を経て、2007年4月に東京大学に戻りました。以後、大学院法学政治学研究科・法学部のスタッフを務めて今日に至ります。

当研究科・学部の近況として、まずスタッフに関しては、2019年3月19日をもって宇賀克也教授（行政法）が最高裁判所判事就任のために退職されました。さらに、年度末の同月31日をもって、柿嶋美子教授（英米法）、岩村正彦教授（社会保障法）、太田勝造教授（現代法過程論）、大村敦志教授（民法）が退職されました。国際司法裁判所判事就任のため2018年6月30日をもって退職された岩澤雄司教授（国際法・国際経済法）と合わせ、2018年度中に退職された先生方は、6名の多きとなりました。他方、新年度4月1日付で、田村善之教授（知的財産法）、阿部裕介准教授（民法）が着任されました。法科大学院の常勤専任実務家教員として、検察官の宮崎香織教授、弁護士の佐藤正謙教授、原悦子准教授をお迎えすることもできました。

「平成」最後の卒業・修了、進学・入学に関して特筆すべきは、法学部卒業生360名のうち272名が新コース制・新カリキュラム（2017年4月の法学部進学者から適用）による初めての卒業生であった点です。従来の「第1類（私法コース）」「第2類（公法コース）」「第3類（政治コース）」を「第1類（法学総合コース）」「第2類（法律プロフェッションコース）」「第3類（政治コース）」と改めた新制度のもと、最初の卒業生のコース別の内訳は、第1類152名、第2類94名、第3類26名でした。

懸念を禁じ得ないのは、法科大学院の修了者数（未修者31名、既修者104名、合計135名）です。募集人員（未修者＝概ね65名、既修者＝概ね165名）と比較した数字の落差は、主として、予備試験合格あるいはそれを経た司法試験合格を理由とする休退学者の増加に起因します。その背後にあるのは、法曹志望の成績優秀層を中心とした「予備試験優先志向＝法科大学院離れ」です。

現在、法改正を伴った法曹養成制度改革が準備されています。①法学部における「法曹コース」制度（法科大学院既修者コースと接続、3年次早期卒業も可能）の導入と、②司法試験の法科大学院在学中受験制度の導入とを柱とするこの改革は、法曹資格取得に要する時間的・経済的負担の緩和を通じて、優れた人材を法科大学院・法曹界へと呼び戻そうとするものです。もっとも、この改革のみで、当研究科・学部が当面している「予備試験優先志向＝法科大学院離れ」に終止符を打てるわけではありません。その克服には、何よりも、法科大学院を中核とした－学部の「法曹コース」とも接続された－法曹養成プロセス自体の魅力を高める努力が必要です。

当研究科・学部が取り組むべき課題は、上記のほかにも多々存在し、卒業生の皆様のご助力なしには成果の覚束ない取り組みも少なくありません。今後とも、どうか温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。



国際司法裁判所裁判官に就任して

岩沢 雄司



CJ-ICJ/UN-ONU, Capital Photos/Frank van Beek
- Courtesy of the ICJ. All rights reserved.

昨年、法学部教授を定年前に辞し、国際司法裁判所裁判官に就任した。小和田恒・前裁判官が任期途中で辞任し、その空席を埋める補欠選挙で当選したのである。国際司法裁判所裁判官の候補者は政府ではなく国別裁判官団が指名する。日本の

国別裁判官団は小和田恒、柳井俊二・国際海洋法裁判所裁判官、村瀬信也・国連国際法委員会委員、葉師寺公夫・立命館大学教授の4名である。国際司法裁判所規程は、国別裁判官団が指名の前に自国の法律学校の意見を求めることを勧告する。私の指名に際し東大に意見が求められたが、それは私が東大教授だったからではない。

今回のような場合に空席を埋めるのは日本人と決まっているわけではないので、選挙運動は全力で行った。投票するのは国連加盟国なので、各国の国連大使にニューヨークで支持を要請することを主に行った。世界各地で行ったスピーチはユーモアも交えて行い、好評を得た。結局、他に候補者は出ず、私は日本を含む44カ国の国別裁判官団から指名され、国連総会で有効投票189票中184票、安全保障理事会で有効投票15票中15票の信任を得て当選することができた。今回の指名数や得票数は近年の補欠選挙の中で際立っており、このように多くの支持が得られたことをうれしく思う。国際法の様々な分野において研究してきた国際法学者としての実績に加え、国際法の実務家としての経験が評価されたように思う。私は国連先住問題常設フォーラム委員(2002-04)、アジア開発銀行行政裁判所裁判官(2004-13、うち2010-13は副所長)、国連自由権規約委員会委員(2007-18、うち2009-11と2017-18は委員長)などを歴任してきた。在外研究や国際会議を通じて培った人脈も役立った。

日本人で国際司法裁判所の裁判官を務めるのは、本学部長も務められた田中耕太郎(1961-1970、元文部大臣・最高裁長官)、小田滋(1976-2003、元東北大学教授)、小和田恒(2003-2018、元外交官)に次いで4人目となる。前身の常設国際司法裁判所で織田萬(1922-30、元京大教授)、安達峰一郎(1931-34、元外交官)、長岡春一(1935-39、元外交官)が務めたので、通算すると7人目である。現職の東大教授が選ばれたのは初めてである。兼職を禁止されているので東大は退職した。定年前に東大を辞めなければならなかったのは大変残念である。自由権規約委員会の委員及び委員長も辞した。

国際司法裁判所はハーグにある国際裁判所で、国連の主要な司法機関である。国際法の解釈適用を通じて国際法の明確化及び発展に貢献しており、最も権威ある国際裁判所といってよい。国際法の重要な法理の多く(国際組織の黙示的権限、領海の始点

となる直線基線、条約留保の目的両立性基準、対世的義務、海洋境界画定の原則など)は、国際司法裁判所が提唱し受け入れられたものである。国際司法裁判所の裁判官に選ばれたことは、国際法に携わってきた者として大変名誉で光栄なことである。

裁判所には現在多くの事件が係属している。諸国に信頼されている証左であり歓迎すべきことだが、仕事は増える。就任以来既に5件の事件に関与した。裁判所は評議を繰り返しながら判決をまとめていく。重要な案件に関与し判決の作成に携わることができるのは、光栄であると同時に、重責に身が引き締まる思いである。東大法学部で高度な法学教育を受けたことや法学部助手に就任して以来40年以上国際法の研究教育に携わったことが、裁判官としての職責を果たす上で役立っている。裁判所の公用語は英語と仏語である。私は主に英語を使うが、仏語も理解できる。法学部は、助手在職中(1977-78)にハーバード大学法科大学院修士課程への1年の留学、教授在職中(2015-16)にパリ第二大学での1年の在外研究を認めてくださった。私はそれ以外にも留学や在外研究の機会に恵まれた。それが私の基礎を形作っており、深く感謝している。

私は小和田・前裁判官の残任期間を務めているので、任期が2021年で満了する。2021年に任期満了となる私を含む5人の裁判官の選挙が2020年に行われる。私はその候補者に指名され、選挙運動に再び従事している。

国際司法裁判所裁判官の地位は国連事務次長と同等とされる。閣下と呼びかけられるが、慣れていないので面はゆい。公邸、専用車、専用運転手がないことをこぼす裁判官もいるが、そのようなものは大学教授であった私には元々なかったので、不満はない。裁判所から徒歩10分のアパートに妻と暮らしている。裁判所へは歩いて通勤するが、東大にいたときと同じように自宅で仕事をすることも多い。ハーグは緑豊かで静かな良い街である。裁判所の仕事等でとても忙しく、散策する余裕すらなかなか持てないが、落ち着いたらハーグの生活をもっと楽しみたいと思う。



宇賀克也名誉教授、 最高裁判事に就任

東京大学法学部で長きにわたり、行政法の研究と教育に携わってこられた宇賀克也教授が、2018年3月20日付で最高裁判所判事に就任され、また2019年6月18日付で、東京大学名誉教授の称号を付与されました。

宇賀名誉教授は、1978年に法学部助手に採用され、国家賠償法を最初の研究テーマとされて以来、本学部助教授、教授として、行政法の研究・教育の分野において多岐に渡る業績を重ねてこられました。公刊されたご著書も多く、その研究の歩みが止まるところを知らなかったことは、初期のご研究をまとめられた『国家責任法の分析』（1988年、有斐閣）から、ご就任前後に相次いで出版された多くの書籍、『行政法概説 III（第5版）』（2019年、有斐閣）、『地方自治法概説（第8版）』（2019年、有斐閣）、『次世代医療基盤法の逐条解説』（2019年、有斐閣）、『逐条解説宇宙二法』（2019年、弘文堂）を想起するだけでも、明らかです。

また、宇賀名誉教授は、過去30年余を通じて活発に行われた行政法分野における通則法律の制定・改正にも深く関わってこられました。その例は、行政手続法、情報公開法、公文書管理法など枚挙に暇がありません。日本の行政がこの時期にその透明性と水準を高めたとすれば、それは教授の力にも多くを負っていたことは疑いを得ないところです。この他にも、教授は、消費者安全調査委員会の設置にも尽力されました。

このたびの最高裁判事任命は、これまでの教授の活動が高く評価され、これを日本の法実務に深く定着させることを期待したものとと言えます。宇賀名誉教授の最高裁判所判事ご就任を心より言祝ぐとともに、宇賀名誉教授が最高裁判所において、これまでの研究を活かす形で日本の法実務をリードしていかれますことを確信しております。

太田匡彦（教授・行政法）

江頭憲治郎名誉教授、 平成30年度文化功労者顕彰

江頭憲治郎名誉教授が、平成30年度の文化功労者として顕彰されました。江頭先生は、昭和44年に東京大学法学部助手として商事法研究のスタートを切られて以来、商事法を中心とする幅広い分野において画期的な業績を公表され学界をリードされるとともに、多くの後進の指導・育成に尽力されました。

先生の研究業績は商法の全領域に及び、しかも各分野において時代を画する大きな成果を挙げている点に特徴があります。『会社法人格否認の法理』（1980年）と『結合企業法の立法と解釈』（1995年）の2冊のモノグラフィーは、わが国の会社法学の水準を一挙に引き上げた業績として知られ、また長年の会社法研究の成果を取り入れた『株式会社法』は、学界・実務の双方において最も指導力のある体系書として版を重ねています（最新版は、2017年刊行の第7版）。また『商取引法』（最新版は2018年刊行の第8版）は、わが国の商取引に関する綿密な実態調査を踏まえた解釈論を展開する、それまでに類のない体系書として商取引の研究のあり方を変えるものでした。現代の商法学が、その領域の拡大とともにそれぞれが専門化していることを想起すると、

このように商法学の全領域において卓越した研究業績を挙げられたことは、稀有のことと言わねばなりません。また方法論的にも、アメリカ法、ドイツ法等を対象とする機能主義に基づく比較法的研究という伝統的な手法を精緻に実践するのみならず、いちはやくファイナンス理論に目を向け、さらに近時は統計的・計量経済学的な実証分析の成果を取り入れ解釈論・立法論を展開するといった多彩かつ斬新な試みを数多くなされています。

先生は、このような学識をもとに、法制審議会・会社法（現代化関係）部会部会長として平成17年の会社法制定に尽力されるなど、わが国の立法や実務に多大な貢献をされました。そして平成21年に紫綬褒章を受章され、平成26年には日本学士院会員に選ばれております。

先生のこのたびのご顕彰を心よりお祝い申し上げますとともに、これからますますお元気で活躍くださることをお祈り申し上げます。

藤田友敬（教授・商法）

中山信弘名誉教授、 日本学士院会員に

名誉教授の中山信弘先生が、2018年12月12日に日本学士院の総会において新たに同院の会員に選定された。知的財産法学者が学士院会員が選ばれたことは初めてのことである。

ところで、いまでこそ知的財産法学と呼ばれているこの学問の名称は、じつは1980年代の半ばくらいまでは「無体財産権」というものであり、東京大学法学部における講義名もそれであった。当時、中山先生の講義を受講した私は、先生が「『無体財産権』と言っても「なんとご無体な」などと思われてしまう」と授業中にぼやいていらっしまったことを覚えている。

それがちょうどその頃から、特許権や著作権の重要性が意識され、intellectual property という言葉が国際的に流行しはじめた。その訳語としては、当初、「知的所有権」が与えられていたが、その流れに抗して「知的財産権」と呼ぶべきであると強く主張したのが中山先生であった。「所有権」と呼んでしまうと、当然に排他権が与えられるものと皆が思うようになり、柔軟性を欠く、というのである。フリー・ライドは本来自由であるべきで、産業や文化の発展等のために例外的に権利を設定する場合にも、その目的に応じて報酬請求権など様々な選択肢がありうる。そのような権利の名称としては「知的財産権」がふさわしいというのが、先生のお考えであった。

中山先生の影響力は甚大であり、いまではすっかり「知的財産権」という言葉が定着した。これに対して、property と「所有権」の歴史的な関係などに鑑みた疑問が発せられることもあったが、肝要なことは、当時から中山先生が言葉が人々に与える影響を喝破していたことである。「知的財産」と呼ばれている現象は、人々の行為に対する政府規制の産物を人々の意識のなかでモノ化しているに過ぎない、という認識に立脚した議論が、現在、国際的に次第に有力となっているが、中山先生はそのような新たな潮流の先駆者であり、その実践者であった。その意味で、文字通り、日本の「知的財産」法学の産みの親である先生が日本学士院の会員となられたことは、知的財産法学にとっても喜ばしい限りといえる。

田村善之（教授・知的財産法）

新任教員のご挨拶



田村 善之

教授・知的財産法

2019年4月1日付で、法学政治学研究科に着任いたしました。知的財産法を専攻しております。

私は、本学法学部を卒業したあと、1987年4月から同じく法学部に助手として勤務しておりました。もともと他の科目に興味があり、当時「無体財産権」と呼ばれていた科目について何も知らない状態だったのですが、指導教員となる中山信弘先生に文字通り拾っていただいたことにより、研究人生をスタートしました。

1990年9月からは28年間、北大にお世話になっておりました。その間、助手時代に手がけた特許権侵害と損害賠償の論文を活字にしたあとは、当時は日本の知的財産法全般について裁判例や学説を渉猟した体系書がなかったという状態を改善すべく、とりわけ相対的に遅れている分野である不正競争防止法を皮切りに、商標法、著作権法と体系書を執筆し、またその過程で目新しく感じたことをつれづれなるままに論文として発表して参りました。1999年に知的財産法の教科書を出版したことで、そのような邦語文献中心の研究も一区切りを迎えておりましたところ、突如として、2003年に21世紀COEプログラムの拠点リーダーを拝命し、以降、グローバルCOEプログラムが終わるまでの10年間、否が応にも、学際的な研究、外国との交流に邁進することになりました。

その間、北大法学研究科では頻繁に教員が移り変わっており、28年もおりますと、在籍期間では上から2番目ということになります。最近では、閑職をいただくぐらいで窓際族（北大法学研究科の教授会は自由席なので本当に窓際を占めておりました）として暮らしておりましたが、今回、突然、移籍のお話をいただきました。赴任してみると、もちろん私が一番の新参、また助手同期はみなさんが本研究科の中心人物としてご活躍中ということで、身が引き締まる思いがしております。

このように振り返ってみますと、私の研究人生は、節目節目で、他律的に良い意味での転機をいただき、次のステップに進むことができたことに思い至ります。今回、こちらに来ることになったことも何かのご縁、いただいた機会に恥じないように精進していきたく思います。



阿部 裕介

准教授・民法

2019年4月1日付で着任いたしました。前任校の東北大学に赴任する前は、法学部生・法科大学院生・助教として9年間を東京大学で過ごしましたので、東京大学は私にとって母校でもあります。

法学部の学生だった頃、私は必ずしも大学教員を目指してい

たわけではなく、25番教室の教壇に立っていた先生方のことも、どこか別世界の人間のように感じておりました。法科大学院に進学したのも実務法曹を目指してのことでしたが、次第に、実務法曹よりも法学研究者の方が性に合っているかもしれない、と思うようになり、修了後に助教として研究の道に進みました。

私の専攻は民法ですが、駒場で初めて法学部の専門教育科目に触れた頃は、必ずしも民法が好きではなかったと思います。にも関わらず、その後の私が民法研究の道に進んだのは、民法学に学問的伝統から来る奥深さを感じたためです。

日本で民法という法律（民法典）が施行されたのは明治31（1898）年ですが、民法学の伝統はその遙か昔から海と時代とを越えて脈々と受け継がれてきたものであり、民法典の文言も制定当時における民法学の地層の一端に過ぎません。我々の先輩はその地層の上に地層を積み重ねてきましたが、積み上げられた地層はその下の地盤の成り立ちから完全に自由ではありません。その結果、民法学の地表には、今となってはなぜこうなっているのか分からないような概念や制度が溢れています。もちろん、地表でもその多くには当座の説明が与えられていますが、少し地盤を掘り返しただけでも、その説明が当座のものに過ぎなかったことがわかります。助教に採用されて以来、私は抵当権についてそのような地質調査（学説史研究）を行って参りましたが、昨年その成果が単行本として刊行されましたので（『抵当権者の追及権について－抵当権実行制度の再定位のために』有斐閣、2018年）、ご覧いただけましたら幸いです。

東京大学の法学部・法学政治学研究科は、そのような民法学の伝統の、日本における主要な担い手であり続けてきました。私も、大変僣越ではございますが、その一員として伝統を繋いで参りたく存じますので、どうぞよろしくお願いたします。



佐藤 正謙

教授・金融法

2019年4月1日付で法科大学院専任実務家教員として着任しました。民事系判例研究、上級商法2（金融）、法曹倫理、法律相談クリニックを担当しております。

1990年4月に弁護士登録（司法修習42期）して以来、米国・英国留学中の3年間を除いた26年間、森・濱田松本法律事務所（入所時は森綜合法律事務所）において企業法務を中心に取り組んできました。金融関連業務を主軸に据えつつ、1990年代後半はバブル経済崩壊の爪痕が深く残る中で事業再生・破綻処理の文脈でのM&A・不良債権処理案件、日本版ビッグバン以降の規制緩和下での各種再編案件、2000年代は当時伸長著しかった証券化を中心とするファイナンス業務やファンドによる投資案件、ここ数年は東日本大震災以降のエネルギー政策の変化を受けた国内プロジェクトファイナンス業務や成長戦略の一環として打ち出された空港民営化に代表される官民連携案件といった具合に、日本経済・市場の変遷と共に歩むような形で実務家としてのキャリアを積んでまいりました。

また、金融法委員会や金融法学会等の活動を通じて、先端分

野における先例の乏しい法律問題について、他の学識者・実務家の方々と議論を重ねながら、実務の指針となるような考え方を探り、打ち出していく活動にも携わってまいりました。その過程で本学部の多くの先生方のご指導を得る機会に恵まれたことは、誠に幸運であったと存じております。

法科大学院での講義について申し上げますと、十分覚悟していたものの、準備の大変さは相当なものがあります。他方で、意欲に満ちた学生とのやり取りは刺激に富み、想像していた以上にこのプロセスを愉しんでいる自分を発見しています。自らに課したテーマとしては、基礎科目への取組みが法律実務家としての能力の獲得・向上に直截に結び付くこと、そのことは最先端の企業法務においても当てはまること、そして「法の支配」が実務の現場で如何に実現・実践されているかを、生きた情報・メッセージとして少しでも上手く学生に伝えられればと考えています。

微力ながら出来る限り教育の成果を挙げるべく、精励いたす所存です。今後ともどうぞ宜しくお願い申し上げます。



宮崎 香織

教授・刑事訴訟実務

本年4月1日付で法曹養成専攻（法科大学院）専任実務家教員として着任いたしました。東京高等検察庁から派遣されて、刑事模擬裁判、刑事実務基礎、演習（刑事実務）を担当いたします。

私は、本学法学部（第1類）を卒業した後、2年間の司法修習（52期）を経て、平成12年（2000年）4月に検事に任官いたしました。任官後は、東京地検、千葉地検、長野地検、新潟地検、札幌地検において、合計約10年にわたり、検察官として捜査・公判に従事してきたほか、最高検において、検察改革の推進や平成28年成立の刑事訴訟法等改正法の施行準備に携わりました。また、行政経験としては、法務省大臣官房人事課において司法試験委員会の庶務を担当したほか、法務省刑事局においては、刑法、刑事訴訟法等の刑事基本法の企画・立案を担当する部署に2度にわたり勤務し、本学への派遣直前には、法務省刑事局参事官として、刑法や裁判員法を担当しておりました。本学の先生方及び本学出身の先生方には、御指導を賜る機会も多く、大変お世話になりました。

卒業して20年以上が経ち、母校に教員として勤務する機会をいただけたことは、大変光栄であり、重責に身の引き締まる思いがいたします。

本学に着任して、既に何度か授業を重ねておりますが、大変であると同時に、私自身にとっては、実務における運用の在り方や法の適用に関する自らの思考過程を客観的な視点から振り返り、改めて刑事法について学ぶ機会でもあり、非常に意義深いと感じております。

学生の皆さんには、実務における刑事法の運用の在り方を、できるだけ動的なものとして捉えられるようにお伝えし、そのことを通じて、理論的な知識や理解を更に深めていただくことに貢献できればと考えております。

微力ですが、少しでも本学のお役に立てますように職務に励

みたいと存じますので、今後とも御指導御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



原 悦子

准教授・競争法

本年4月1日付で法科大学院専任実務家教員として着任いたしました。アンダーソン・毛利・友常法律事務所にて弁護士をしております。本年度は、夏学期に民事系判例研究及び演習（民事実務）、冬学期に民事模擬裁判及び法律相談クリニックを担当させていただきます。

学生時代を振り返ると、法学部砂漠において、「良き法律家は悪しき隣人」とか「お勉強のできる法匪なるなかれ」とのシニカルな言葉を耳にしながら、良い法律家像とは何かについて友人と議論したことが思い出されます。

大学を卒業して弁護士になってからは、国際企業法務の分野に取り組んで参りました。2005年から2007年にかけての米国コロンビアロースクールへの留学及びベルギー・ブリュッセルでの海外研修を経て、帰国後は独禁法を専門とし、M&Aに関する複数国での企業結合届出、業務提携等に関する契約アレンジ、違反案件対応及びコンプライアンス体制構築などを中心に業務を行っております。

また、近年はIBA（国際法曹協会）などの国際会議に参加する機会が増え、各国の法律家との連携・協力を強化する一方で、国や地方自治体の委員として公共の視点から役人と議論をする機会も得るなど、自分の殻を破る厳しくも楽しいチャレンジの機会にも恵まれました。

今回、法科大学院の授業を担当させて頂くこと、また、天賦の才に恵まれた学者の先生方と仕事をさせて頂く機会を持つことは期待というよりも不安が大きく、私にとって全く新たなチャレンジとなりますが、先生方やスタッフの皆様にご温かく迎えて頂き、また、学生の目の輝きや溢れる熱意に接し、これまでの実務家経験をできるだけ教育の場に還元できればと気持ちを新たにしております。

折しも、新しい令和の時代の幕開けとなりました。法律家に求められることは時代と共に大きく変化しますが、一方で、人間社会、そしてそこにおける法律家の役割の根源的な部分は、どの時代も変わらないものと思っております。学生時代に答えが見つからなかった、敬愛される隣人としての法律家像は、まだまだ模索中ですが、学生の皆様が、新たな時代に相応しい法律家像を考えるのに少しでもお役に立てればよいなと思っております。



退職教員からの メッセージ



宇賀 克也

助手として採用していただいて以来、約41年、助教授として教授会メンバーに加えていただいて以来、約38年、東京大学法学部に勤務させていただきました。東京大学を退職した現在、改めて、東京大学法学部への感謝の念を深くしております。

若い頃は、尊敬する先輩教授の方々から暖かいご指導を受け、多くのことを学ぶことができました。また、研究者としての基礎固めができるように、十分な研究時間を与えていただきました。その後も、東京大学法学部の恵まれた環境の下で、研究・教育を続けることができましたことは、本当に幸せでした。さらに、東京大学法学部は、各教員を個人として最大限に尊重してくれる自由で暖かいコミュニティでした。研究対象は異なっても、学問の自由という価値観を共有する同僚の皆さんと、東京大学法学部で仕事をすることができました日々は、かけがえのないものでした。

教員各位のみならず、職員の方々にも厚くお礼を申し上げたいと思います。大学教員の研究・教育・学内行政のすべては、職員の方々のサポートの上に成り立っていることは、言うまでもありません。東京大学法学部の職員の方々には、常に、教員の身になって、親切にサポートをしてくださいました。お一人お一人に感謝を申し上げたいのですが、この場を借りて、謝意を表させていただきます。

他面において、このような恵まれた環境を与えていただきながら、自分がそれに応える仕事をしてきたかを顧みますと、内心忸怩たるものがございます。時間に余裕があった若い頃に、もっと研究ができたのではなかったか等、反省すべき点は多々ございます。残念ながら、研究者としてやるべきことはやり切ったと胸を張っていうことはできません。したがって、しばらく研究中心の生活から離れますものの、その後、研究生活に復帰し、やり残した仕事を少しでも進めたいと念願しております。

末筆ながら、東京大学法学部の一層のご発展と皆様のご健勝をお祈り申し上げます。



岩村 正彦

2019年3月31日付で早期退職致しました。1993年4月に着任して以来、26年間お世話になりました。この間、図書室へのアクセスなどで利便性の高い法4号館4階の自分の研究室を拠点として、充実した研究生活を送ることができました。私にとってありがたかったのは、自己規律を念頭に行動

している限り、自由なペースで研究活動をする事ができたことです。

着任以来、主として社会保障法の講義・演習を担当しました。学部では、通年で演習を開講するのがほぼ常でしたが、そのために参加学生の一体感も強く、演習が進むにつれて、優秀な学生達が一層力を身につけていく様を見るのは嬉しいことでした。法科大学院では、学生との臨機応変の質疑応答をするために常に緊張を強いらしましたが、刺激に富み、楽しいものでした。これらの授業を通して、社会保障法に理解のある学生を社会に送り出したことは大きな喜びです。

着任時に自分自身に課した使命は、実定法学としての社会保障法学の確立とその水準の向上、および社会保障法研究者の養成です。後者はおおむね果たせたと自負しています。しかし、前者は、本研究科在籍中の後半は学内行政負担や、社会保障・労働政策関係の審議会等への関与もあって、志半ばになってしまいました。審議会等では多くの示唆や法的に考える素材を得て研究上も大変有益でしたが、それを研究成果に具体化するための時間が確保できませんでした。

4月からは非研究職の公職に就いていますが、公務以外の時間を効率的に使って、引き続き研究に取り組んでいく所存です。また、本研究科の益々の発展のために、必要があれば、微力ではありますがお役に立ちたいとも思います。最後に、在職中の本研究科の教員・職員の皆様のご支援に感謝申し上げるとともに、私の講義・演習への参加を通して多くの刺激と活力を与えて頂いた卒業生の皆様にも、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。



太田 勝造

私は2019年3月末日を以って東京大学を早期退職いたしました。1982年に東京大学法学部助手に採用されて2年間を過ごし、1984年から1991年まで7年間名古屋大学法学部の民事訴訟法の助教授を務めた後、1991年からの28年間東京大学法学部で法と社会に関する研究と教育に勤まさせていただきました。助手の期間も含めて計算すると、私の研究者人生37年間の81.1%を東京大学の恵まれた研究環境で過ごさせていただいたことになります。ここに深く感謝申し上げます。

振り返ってみますと、勝手気ままで「役割受容」のできない私を、常に法学部は非常に寛容に扱って下さったと痛感いたします。法社会学の中の「現代法過程論」という新分野を担当させていただきましたが、実際に私が行ってきた研究は、「法と経済学」、統計分析、社会調査、ゲーム理論、「AIと法」、そして最近ではfMRI測定やオキシトシン測定による「法と脳科学」(ニューロ・ロー)などであり、自由奔放に刻々と変化する興味関心を、「面白ければ、それでよし」というモットーのもとに気楽に追求してきた私を、法学部は暖かく見守り、研究資金と研究時間とで支援してくださいました。

教育の面でも、シミュレーションやゲームを採り入れて、種々の社会科学の理論とモデルを実体験的に教える法科大学院での「法のパースペクティブ」、模擬交渉や模擬調停などを学生自身

が作成して互いに試行し合う「法と交渉」、あるいは、喫緊の法律問題についてリサーチ・デザインを学生が構築して、実際に質問票調査を実施し、データを統計分析する「法社会学」など、伝統的な法律学の内容と授業形態とは大きく異なることばかりしていました。しかも、伝統的な法律学に対する、ある程度批判的な態度からの分析をも学生たちに教育しておりました。それにもかかわらず、法学部と同僚の先生方は、大らかな心で私のほとんど無謀とも言える試みを支援してくださいました。

還暦も過ぎた私の人生のほぼ半分を過ごさせていただいた法学部のおかげで、私は幸福な大学教授人生を送ることができました。ここに衷心より感謝の気持ちを表明させていただきます。

(明治大学法学部)



大村 敦志

1985年8月に助教授に採用されてから2019年3月末に退職するまで、足かけ35年にわたって法学部でお世話になりました。助教授になった当時はのどかな時代で、大学院重点化による専修コース(1991年～)もまだ始まっておらず、数年の間は年に1コマ(2単位)の演習を担当するだけでした。はじめて講義を担当したのは最初の在外研究から帰国した翌年の1990年からで、その後は、平成の30年間を通じて、(消費者法を含む)民法を教えてきました。

教室で学生諸君に向かって語りかけるために、講義の準備

をするのが最も楽しい時間でした。演習の枠を使って、特定のテーマについての講義を行ったことも少なくありません。通常の講義にせよ特別な講義にせよ、優秀な聞き手を前にして話すのは緊張を要することでしたが、2時間弱の講義を終えたときには大きな充実感・爽快感を味わうことができました。講義を聴いて下さった何千人ものかつての学生諸君に、この場を借りてお礼を申し上げます。

法科大学院(2004年～)のスタート以後は、いろいろと用事が増えて、法学部も気ぜわしくもなりました。それにもかかわらず、2回にわたり計1年半ほどの長期海外出張をさせていただいたのは、とても有難いことでした。前世紀の2回の在外研究とあわせると、在職中に4回、計4年半を外国で暮らすことができました。実定法学者としてはたぶん多い方に属すると思われる計60回の海外出張も含めて、不在中には同僚の諸教授や事務職員の方々にいろいろとご配慮をいただきました。やはりこの場を借りて改めてお礼を申し上げます。

異なる国で暮らし、勉強し、教えたことは貴重な経験となりましたが、2019年4月から始まった新しい勤務先での研究教育も、私にとってはとても新鮮な経験です。外国にいと日本のことを考えざるを得ませんが、今後は、他の大学の観点から東京大学のことを考えてみたいと思っています。

※柿嶋美子教授(英米法)は、2019年3月末をもって、定年によりご退職されました。



追悼 ● 大沼保昭先生を悼む

大沼保昭先生が2018年10月16日に72歳の生涯を終えられた。今年2月21日には先生の偲ぶ会が開催されたが、多くの参加者が晴れやかな表情で彼を見送ることができた。先生のご人徳というべきだろう。

先生は大変特異な存在であった。多数の欧文著書を公表して広

く海外に知られ、欧米中心主義批判から「文際的」国際法観への展開など多くの魅力的な学問的貢献を示した。各種研究会を積極的に組織し、アジア国際法学会の設立の父の一人となった。多くの研究者が好むと好まざると「大沼保昭」を経験した。広く社会に問題を提起し、またアジア女性基金設立など自ら献身的に運動に関わった。先生にあっては学問と実践の対抗関係といった古くからの問題設定は無かったようでもあり、沈黙は不作為責任をもたらすものであった。国際法と国際法学に抜き難く存在するしばしば度し難いエリートの性格に対して、ときに啓蒙専制君主的でさえあったが、最も強力に抵抗してみせた。個人的には、周囲の多くの助力を基に作成した『資料で読み解く国



際法』などは1次資料を重要視する良心的教育書として印象深い。

私が学部生の頃によく聞いた「恥をかかないことが恥である」という教えは、私自身、勇気づけられもしたが、ご自身も良くも悪くも恥じらいのない人だった。誤りを予め避けようとするよりも、誤りの魅力について生の教材として伝えてくれる人だった。彼は自分が天才でないことをよく知っており、従って、徹底して努力を惜しまない秀才だった。

大沼先生の著作群については、ご本人が自著について語られることに強い執着をお持ちだったこともあり、論評や言及は既に多数ある。他方、生前の評価というのは概して難しい。今、先生のご業績・ご活躍が新たな「歴史」の中に投げ込まれ、静かに語られるべき時期がやってきたように思われる。しかし同時に、多くの思想家について言われているように、大沼先生の場合もそのご業績以上にご本人の生き様が興味深かったように思われる。学問面でも実践面でも、多数の足跡を残して逝かれた。振り返られるべき人だと思う。記して後世の一道標としたい。ご冥福をお祈りする。

寺谷広司(教授・国際法)

東京大学オープンキャンパス2019 法学部企画のお知らせ

8月7日(水)の各学部説明会にて、大澤裕学部長が登壇します(11:00～11:30)。また、法科大学院生・法学部生による模擬授業を行います(14:00～15:30)。模擬授業はオープンキャンパスサイトからの事前申込が必要です。

8月8日(木)には、法文1号館25番教室にて模擬講義を行います(先着順。10:30～12:10、14:00～15:40)。商法・会社法の後藤教授、旧社会主義圏政治の松里教授が講義を担当し、法学・政治学的発想に触れる機会とします。法文1号館1階学生ラウンジでは、法学部生が学生生活等のご質問にお答えします。



2019年東京大学ホームカミングデー 法学部企画のお知らせ

2019年度の東京大学ホームカミングデーは、10月19日(土)に開催の予定です。法学部・大学院法学政治学研究科では、毎年この日に合わせて講演会を実施しており、今年も大澤裕学部長による法学部の現況説明に加えて、最近の法律学・政治学に関連したホットな話題を講演で扱うことで、卒業生の皆様に「法学部のいま」を間近にご覧頂く機会にしたいと考えております。

講師および正式な日時につきましては今後決定しますので、詳細は東京大学のホームカミングデー特設サイトをご覧頂くか、法学政治学研究科庶務係(電話03-5841-3105)にお問い合わせ下さい。



東京大学 | 大学院 法学政治学研究科・法学部

NEWSLETTER

ニュースレター 2019年7月発行 No. 24

[編集・発行] …… 東京大学 大学院法学政治学研究科・法学部 卒業生委員会
〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1 東京大学法学部内



ホームページにも学部のニュースなどが掲載されていますので是非ご覧ください!

<http://www.j.u-tokyo.ac.jp/>

《卒業生委員会事務局への連絡先》

Tel 03-5841-2776

Fax 03-5841-3119

E-mail alumni@j.u-tokyo.ac.jp